

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成 16 年旭医大達第 53 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u>					
<u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
特別室 使用料	特別室 A 普通室料金に 加算する額 1 日につ き	円 <u>9,900</u> <u>(9,000)</u>	特別室 使用料	特別室 A 普通室料金に 加算する額 1 日につ き	円 <u>9,350</u> <u>(8,500)</u>
	特別室 B 普通室料金に 加算する額 1 日につ き	<u>4,950</u> <u>(4,500)</u>		特別室 B 普通室料金に 加算する額 1 日につ き	<u>4,400</u> <u>(4,000)</u>
	消費税法で非課税とされる医師、助産師その他 医療に関する施設の開設者による助産に係る資			消費税法で非課税とされる医師、助産師その他 医療に関する施設の開設者による助産に係る資	

	産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については括弧内の料金とする。なお、病院長の承認を得て特別室に入室させた場合は、普通室の料金とする。			産の譲渡等(以下「助産に係る資産の譲渡等」という。)に該当する場合については括弧内の料金とする。なお、病院長の承認を得て特別室に入室させた場合は、普通室の料金とする。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】 特別室使用料について、昨今の光熱水費の高騰をはじめとする物価上昇に加えて今後の患者サービスへの対応等も踏まえ、経営の健全化を図るため、所要の改正を行うものである。					